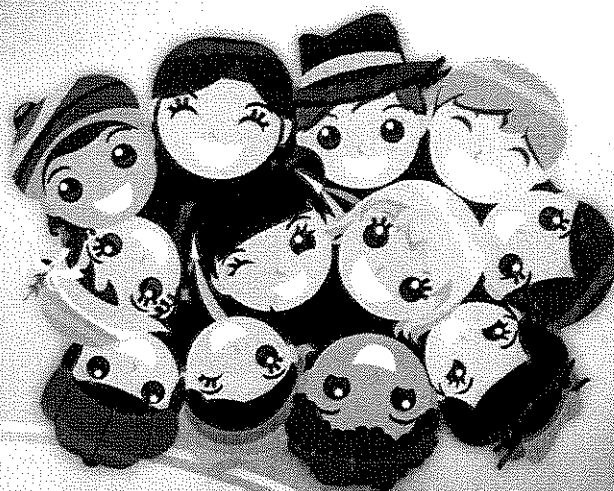


行田市の子育て支援施策について

資料 4



行田市子ども・子育て会議資料

1 少子化を取り巻く状況

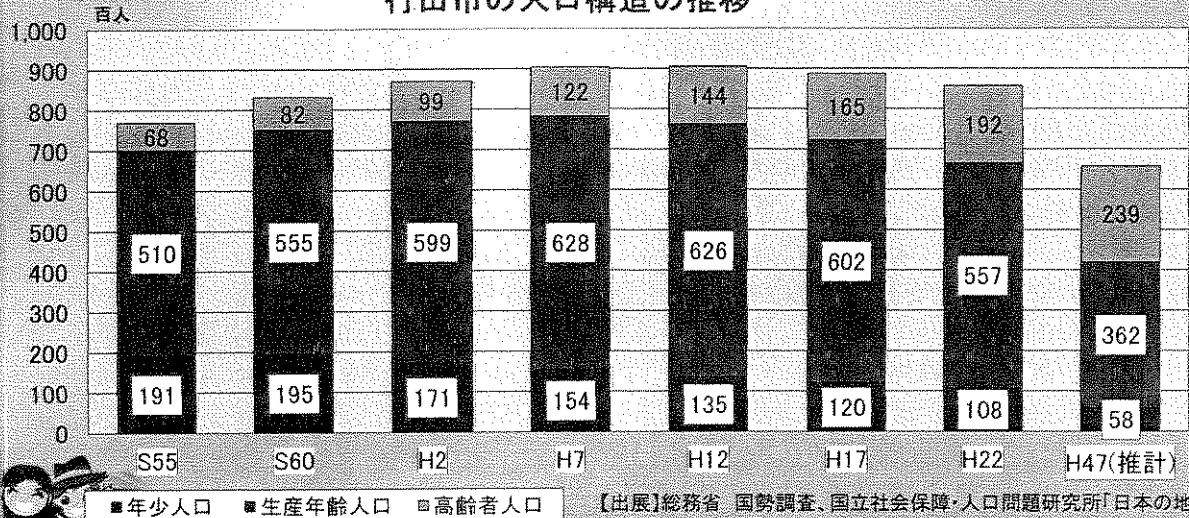


変わってきた人口構造

平成7年をピークに

- ・年々人口が減少
- ・人口に占める生産年齢割合と年少人口割合が減少し、高齢者人口割合が増加

行田市の人口構造の推移



【出展】総務省 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3月推計)」

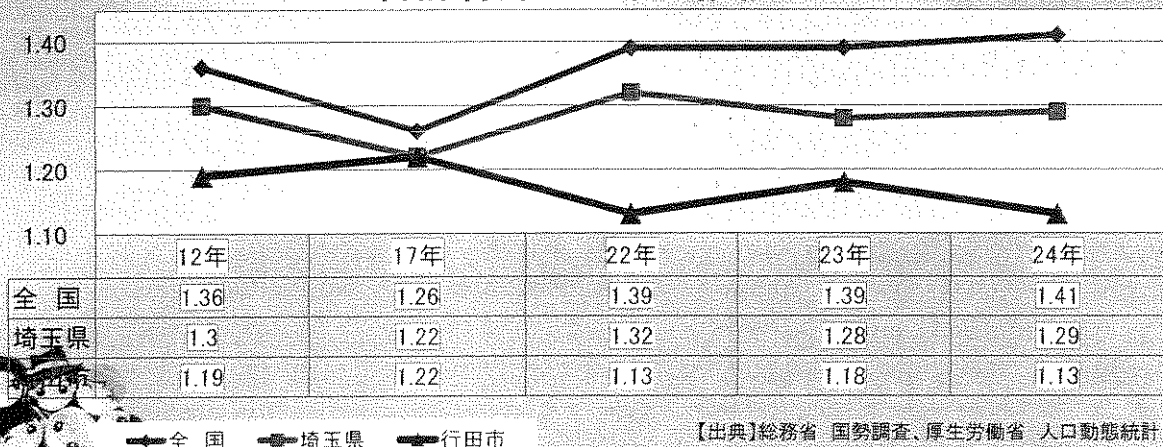
合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは…

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

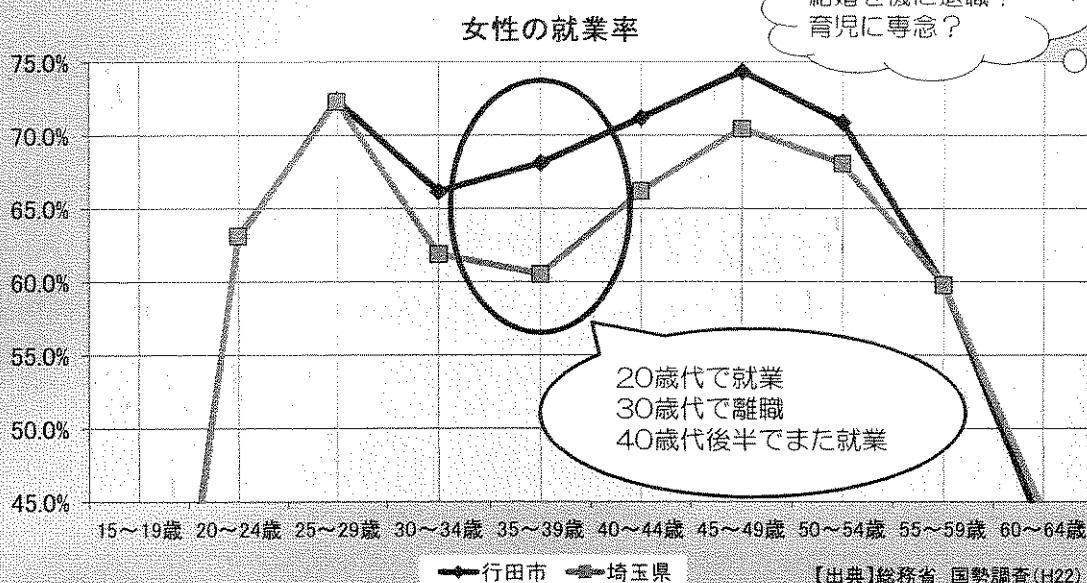
子どもの出生数や率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性一人当たりで生む子どもの数が減っている場合でも、増加することがあるように人口構成の影響を受けますが、合計特殊出生率では、このような影響を排除して比較できます。

合計特殊出生率の推移



【出典】総務省 国勢調査、厚生労働省 人口動態統計

女性の30歳代での離職傾向が高い



行田市には、こんな傾向も...

3世代同居の割合は
10.6%
(県内18位/64市町村)

核家族の割合は
64.1%
(県内28位/64市町村)

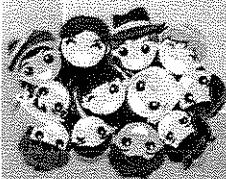
3世代同居が他の地域と
比べて割と多い。
通勤先も近い傾向。

県内で
従業・通学している人の
割合は 56.6%
(県内13位/64市町村)

県外で従業・通学
している人の割合は
6.8%
(県内49位/64市町村)

単独世帯の割合は
20.9%
(県内44位/64市町村)

2 行田市の子育て支援



古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ

～第5次行田市総合振興計画～

行田市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念と、それに基づいた将来像を定めた計画。

・計画期間：平成23年度～平成32年度の10年間

《将来像》

古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ

《まちづくりの基本理念》

ひとの元気・地域の元気・まちの元気

8つの大綱

やすらぎ
保健・福祉・医療

快適
都市基盤

うるおい
環境

にぎわい
産業・経済・観光

安心・安全
危機管理

はぐくみ
教育・文化・芸術

ふれあい
コミュニティ

信頼
行財政運営



行田市子育て支援メニュー

行田市では、
こんな支援メニュー
を用意しています★

(1)働く子育て家庭を応援！

放課後児童健全育
成対策事業

保育事業

学童保育室
送迎支援事業

病時・病後時
保育事業

ショートステイ・
トワイライトステイ事業

一時預かり
事業

ファミリー・サポ-ト・
センター事業

(4)子育ての悩みにも耳を傾けます

家庭児童相談室

地域子育て支援
拠点事業

(2)子育て家庭への経済的な支援

子育て世帯定住
促進奨励金事業

浮き城のまち・
子育てゾ-イ・ハッピ-事業

パ-パ-・ママ応援ショップ
優待制度

児童手当

こども医療費

児童扶養手当など母子
家庭等の支援事業

(3)子育て家庭の外出を支援

パ-パ-・ママ応援ショップ
優待制度

赤ちゃんの駅

地域子育て支援
拠点事業

(1)働く子育て家庭を応援！

放課後の子どもの居場所づくり

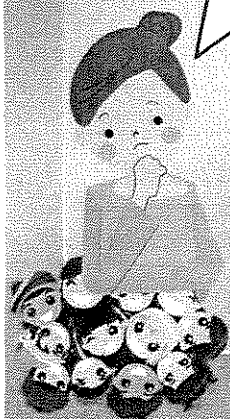
～学童保育室と送迎支援事業～

就労等で保護者が放課後家庭にいない小学生を放課後に学童保育室で保育をしています。

- ・施設数：公立 12か所、私立 1か所
- ・保育時間：学校の授業日⇒放課後～午後7時まで
学校の休日、長期休業期間中⇒午前7時30分～午後7時まで

でも、学童保育室
に入室できなかったら？

希望する学童保育室が満員で入室できない場合や学区域内に学童保育室がない小学校に通学している場合は、定員に空きがある他の学童保育室に入室いただき、市の費用で学童保育室まで送り届ける「学童保育室送迎支援事業」を実施しています。



子育てを支援したい人とされたい人の支え合い

～ファミリー・サポート・センター事業～

育児の援助をしてくれる方（協力会員）及び育児の援助を受けたい方（依頼会員）による、会員間の育児の相互援助活動を支援しています。

- ・援助内容 送迎、一時預かり など
- ・援助時間 午前7時から午後7時まで
- ・費用負担 月曜～金曜の援助時間内 350円/30分（別途、手数料100円）
援助時間外 400円/30分

ファミリー・サポート・センター
は、支援したい人と支援されたい人の
橋渡し役！

お願い
します！

①申込み

行田市ファミリー・サポート・センター

②依頼

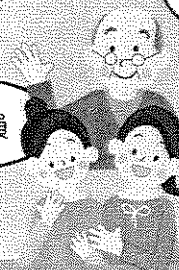
③事前打ち合わせ

依頼会員

協力会員

④援助活動

お任せ
ください！



急な保育ニーズにも対応！

緊急事態発生！

子どもが熱を出してしまったけど、どうしても仕事が休めない！

母親が入院することになって、昼間子どもの世話ができない！

…というような場合でも安心です。

～病児・病後児保育～

小学校3年生までの児童が病気の「回復期」又は「回復期に至らない場合」であって、保護者の就労等により家庭における育児が困難な場合に病時保育所で保育を行います。

- ・施設数：1か所
- ・保育時間：月曜～金曜 午前8時～午後6時まで
- ・利用料：2,000円

～ショートステイ事業～

保護者が疾病等で家庭での児童の養育が困難な場合に一時的にお預かりする。

- ・実施施設：2か所
- ・対象児童：6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：午前～午後にかけての利用又は宿泊
- ・利用期間：原則7日以内（延長可）
- ・利用料金：

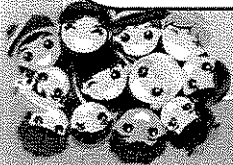
2歳未満児	9,000円
2歳以上児	4,650円

～トワイライトステイ事業～

保護者が残業等で、家庭での児童の養育が困難になった場合に施設で生活指導や夕食を提供します。

- ・実施施設：2か所
- ・対象児童：6週間～18歳未満の児童
- ・利用時間：児童の降園又は下校時～午後10時まで
- ・利用期間：原則6ヶ月以内（延長可）
- ・利用料金：

2歳未満児	2,100円
2歳以上児	750円



(2)子育て家庭への経済的な支援



行田市では、子育て家庭向けに
こんな特典をご用意！

浮き城のまち 子育てジョイ事業

小学生までの子どもを連れた家族が
市内の協賛店舗・施設を利用すると、
様々な特典が受けられる制度です。
協賛店では、協賛ステッカーを掲示
しています。

・協賛店舗数(H25.12月末現在) 21店舗

浮き城のまち 子育てジョイ・ハッピー事業～

第3子以降のお子さんの誕生を祝して、お祝い品
として18,000円相当の「子育てハッピー券」を
贈呈します。

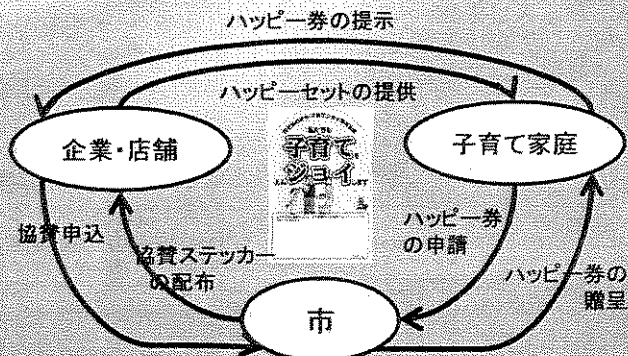
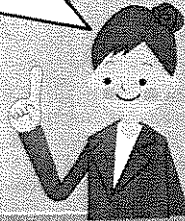
ハッピー券は、市内の協賛店舗で様々なハッピー
セット（お祝い品）と交換していただけます。

協賛店では、協賛ステッカーを掲示しています。
・協賛店舗数(H25.12月末現在) 21店舗



子育てジョイ
の協賛店には
このステッカ
ーが目印！
協賛店は、
市のHPでも
検索できま

http://www.city.gyoda.lg.jp/14/08/10/kodomo/joy_happy.html



児童手当と子ども医療費の助成制度

～児童手当～

子育て家庭の生活安定のため、中学校
卒業までの児童を養育している方へ支給
する手当です。

・支給月：6月、10月、2月
＊手当の受給には、所得制限がありま
す。

【支給額】

児童の年齢	一人当たりの給付月額
3歳未満	15,000円
3歳以上、 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

～子ども医療費助成制度～

中学校修了までの子どもにかかる医療費
の一部負担金を助成します。

子ども医療費受給者証の提示により、市
内の医療機関窓口での支払いは不要です。
(一人当たりの一医療機関での支払額が
21,000円/月となった場合や受給資格証の
提示がない場合は支払いが必要です。)

市外で受診された場合は、医療機関の窓
口で医療費をいったん支払い、後日申請し
ていただくと保険診療分医療費を助成して
います。



児童扶養手当など母子家庭等の支援事業

児童扶養手当

就学援助費

ひとり親家庭等
養育手当

ひとり親家庭等
医療費支給

母子家庭等高等
技能訓練給付

母子家庭等

児童扶養手当(子育て支援課)

年度	支給対象延児童数	支給総額(円)	受給者(保護者)数
平成21年度	10,999	278,596,150	626
22年度	11,549	284,021,680	685
23年度	12,228	310,619,420	678
24年度	12,154	314,974,640	648
25年度	11,172	299,379,590	636

ひとり親家庭等児童養育手当(子育て支援課)

市内に住民登録があり、小学校入学から中学校卒業までの児童を養育している母子・父子家庭で、市町村民税非課税世帯に支給

・死別

月額6,000円

・離婚、未婚

月額3,000円

7月、11月、3月に支給

毎年8月に現況届の提出が必要(児童扶養手当現況届と同時期)

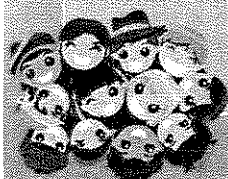
年度	支給対象 延児童数	支給総額 (円)	受給者数 (保護者数)
平成21年	4,725	15,501,000	301
22年	5,043	16,314,000	367
23年	5,704	18,135,000	356
24年	5,226	16,602,000	332
25年	4,948	15,744,000	323

ひとり親家庭等医療費支給(保険年金課)

母子・父子家庭で支払った医療費の一部を申請につき支給

(児童扶養手当を受給している方は申請が可能。該当者は毎年12月にひとり親家庭等医療費支給現況届の提出が必要。児童扶養手当現況届未提出者について併せて提出依頼・確認が可能)

年度	支給対象 延児童数	助成延件数	助成費総額
平成21年	1,543	8,889	22,495,539
22年	1,607	8,885	22,735,321
23年	1,634	8,917	24,138,806
24年	1,661	9,220	23,854,661
25年	1,640	9,128	24,175,260



平成25年4月から子育て世帯向けの 奨励金制度がスタート!

～行田市子育て世帯定住促進奨励金事業～

活気に満ちた元気なまちを維持していくため、経済的にも負担の大きい子育て世帯の住宅取得を支援する「行田市子育て世帯定住促進奨励金」制度を創設しました。

- ・対象世帯：①中学生以下の子を養育する世帯
②出産予定の方がいる世帯（申請時点で妊娠22週間以降の方）
- ・対象住宅：①一戸建て住宅
②店舗等の併用住宅（ただし、住宅部分が1/2以上であること）
③マンション等の集合住宅
※マンション等の集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」のみが該当。

名 称	対 象	住 宅	助成額 (1,000円未満切捨て)
市内事業者施工奨励金	子育て世帯	市内事業者の施工による住宅 (集合住宅および中古住宅を除く)	住宅取得価格(税抜き)の5% *交付限度額20万円
転入者住宅取得奨励金	市外から転入し、 1年以内の子育て世帯	新築または購入した住宅 (集合住宅および中古住宅を含む)	住宅取得価格(税抜き)の5% *交付限度額40万円

「転入者」とは、すべての世帯員が、1年以上、市外に居住していた世帯
奨励金の一部(10万円を上限)を市内共通商品券で交付



～パパ・ママ応援ショップ優待制度～

・協賛店舗数（H25.12月末現在）
186店舗（全18,222店舗）

・登録施設数(H25.12月末現在)
114か所(全5,701か所)

格 價

ステッカー配布

子どもと一緒に遊び場を提供しています！

～地域子育て支援拠点&児童館～

地域子育て支援センターやつどいの広場、児童館では、子育て中の親子が自由に遊んだり、交流できる場を提供しています。

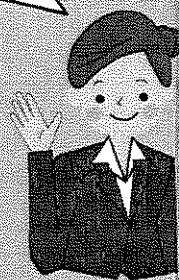
子育て支援センター：2か所 つどいの広場：5か所 児童センター：1か所



親子で自由に遊べます。

ほかにも親子で参加できる講習会や、子育てに関する相談や情報提供もしています。

まずは、気軽に遊びに来てみてください！



(4) 子育ての悩みにも耳を傾けます！



子育てや子どもの悩みの相談を受け付けます

～家庭児童相談室～

子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談に乗っています。

どこへ相談しに行けばいいの
かしら？

相談室は、市役所の子育て支援課内にあります。

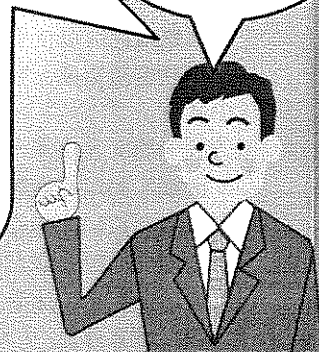
面談相談のほか、電話相談もお受けしています。

相談内容の秘密は守られますので、ご安心ください。

一人で悩まないで、まずは相談を！

- ・相談時間：
月～金曜日 8:30～12:00
13:00～16:00
- ・電話番号：556-1111 内線268

地域子育て支援拠点でも子育て相談に乗っていますよ！



児童虐待の4つのタイプ

～児童虐待には、次の4つのタイプがあります～

① 身体的虐待

児童の身体に傷、痣が残る、または残る恐れのある暴行を加える。殴る、蹴る、突き飛ばすなどの暴行。

② 精神的虐待（心理的虐待）

児童に著しい心理的外傷を与える言葉の暴力、メールを送る、一方的に叱る、無視するなど。

③ 性的虐待

児童にわいせつな行為をする、あるいは性的対象にしたり、わいせつな映像や画像をみせること。

④ 養育保護の怠慢・放棄（ネグレクト）

食事を与えない、長時間放置、病気になっても病院に受診させない、下着や衣類を不潔なままにしておく、家や車内に置き去り、学校に通わせないなど。

<虐待かな？と思ったら、行田市虐待防止ホットラインへご連絡を！>

相談を受け付けるとともに、受付後48時間以内に児童の安全確認を行います。

行田市虐待防止ホットライン（フリーダイヤル24時間）
0120-556-212



行田市要保護児童対策地域協議会の 個別ケース会議

- ① 代表者会議（年1回） 関係機関のみ ② 実務者会議（年3回） 関係機関のみ
③ 個別ケース会議（毎月）

熊谷児童相談所、加須保健所、行田警察署、保健センター、対象児童に関係する機関（学校、保育園、幼稚園など）、主任児童委員、民生児童委員

<内容>

児童虐待を受けている、または受けていると疑われる児童について、関係機関が持っている情報を共有し、虐待を防止するための支援など連携をはかるために行います。

主任児童委員、民生児童委員の方の担当地区に対象者がいて、会議を開催することになった場合には、会議の開催通知を送付し、出席をお願いしています。

主任児童委員、民生児童委員の方には、会議で得た情報をもとに「見守り」をお願いしています。

※「見守り」とは・・・

地域における対象家庭の様子（子どもの泣き声が聞こえる、大人の怒鳴り声が聞こえ子どもが泣いている状態が日常的にある、不自然な傷や痣がある、母子家庭に不振な男性が入り出しているなど）があるかどうかについて見守っていただくことです。

その家庭への家庭訪問や、直接電話をかけることなどは行わず、様子を外から見守っていただきます。

問い合わせ先

行田市役所 TEL:048-556-1111(代表)

～保育園などに関すること～

★子育て支援課 保育担当（内線263）

～子育て支援全般に関すること～

★子育て支援課 子育て支援担当（内線262）

～家庭や児童全般に関する相談～

★家庭児童相談室（内線268）

～児童虐待に関すること～

★子育て支援課 子育て支援担当（内線292）

★埼玉県熊谷児童相談所（月～金曜日／8：30～18：15）

電話048-521-4152

★埼玉県休日夜間虐待通報ダイヤル（24時間対応）

電話048-779-1154

ご清聴ありがとうございました！

